日本看護技術学会研究活動推進委員会規程

第1条 (名称)

本会は、日本看護技術学会研究活動推進委員会(推進委員会と略す)とする。

第2条 (目的)

本会は、定款第3条4項による理事会が必要と認めた事業に関わる企画運営の為に定款 第49条に基づいて置き、会員の研究活動の推進、および研究成果の公表を推進する。

第3条 (委員の構成・任期)

理事会は、日本看護技術学会理事の中より若干名の委員を選出する。

任期は役員任期期間とし、再任を妨げない。

- 2 委員長は理事のうちから理事長が委嘱する。委員長は本会を統括する。
- 3 委員長は評議員・会員の中から若干名の委員を推薦し、理事会の承認を得る。任期は役員任期期間とし、再任を妨げない。

第4条 (活動)

本会は、会員の研究活動を推進するために以下のような諸活動を行う。

- 1) 学術集会における最優秀賞の選出
- 2) 学術集会における優秀演題の選出
- 3) 学術集会における卒業研究交流セッションの運営と最優秀賞の選出
- 4) 研究費助成
- 5) その他 研究活動の推進に関わる活動

附則

- 1 この規程は、平成21年9月27日より施行する。
- 2 この規程は、平成24年9月15日一部改正し実施する。
- 3 この規程は、平成25年9月14日一部改正し実施する。
- 4 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの本会の所在地は、委員長の所 属する下記住所に置く。

委員長 職場住所 愛媛県東温市志津川

大学名 愛媛大学

氏 名 佐伯 由香

5 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの本会の所在地は、委員長の所 属する下記住所に置く。

委員長 職場住所 神奈川県横須賀市平成町1-10-1

大学名 神奈川県立保健福祉大学 氏 名 水戸 優子

- 6 この規程は、2019年1月28日一部改正し、実施する.
- 7 2020年4月1日より本会の所在地は学会事務局に置く.